

令和 6 年 定 例 第 3 回 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 6 年 9 月 3 日 午前 9 時 30 分 定 例 第 3 回 市 議 会 を み や ま 市 役 所 議 場 に 招 集 し た。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 卷 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 藺 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 晋 治	係 長	高 野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	総合政策課長	村 越 公 貞
副 市 長	森 田 泰 平	福祉課長兼 福祉事務所副所長	野 田 英 一
教 育 長	待 鳥 博 人	学校教育課長	松 尾 郁 代
保健福祉部長兼 福祉事務所長	松 藤 典 子	子ども子育て課長	田 中 聡 美
市民部長兼 市民課長	山 田 利 長	農林水産課長	猿 本 邦 博
環境経済部長	木 村 勝 幸	商工観光課長	相 地 智 輝
建設都市部長	甲斐田 裕 士	上下水道課長	松 尾 秀 勝
教 育 部 長	堤 則 勝	市民課主任参事補佐	松 尾 和 久
消 防 長	北 嶋 俊 治	社会教育課長	村 井 美 和
総 務 課 長	平 川 貞 雄	社会教育課 社会教育係 スポーツ担当係長	藤 本 秀 治
財 政 課 長	大 坪 康 春	総合政策課公共 交通政策係長	江 崎 幸太郎

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 報告第9号 令和5年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について

- (7) 報告第10号 令和5年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (8) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (9) 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (10) 認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第2号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第3号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第4号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第5号 令和5年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第6号 令和5年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (16) 認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定について
- (17) 議案第38号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく手数料関係条例の整理に関する条例の制定について
- (18) 議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について
- (19) 議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定について
- (22) 議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- (23) 議案第44号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (24) 議案第45号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまから令和6年定例第3回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）

改めましておはようございます。令和6年定例第3回市議会の運営につきまして、8月23日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告2件、諮問2件、認定7件、議案8件でございます。

第2に、本会議の開催は本日9月3日から9月20日までの18日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様に資料を配付しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

諮問第4号及び諮問第5号の2件につきましては、即決といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、決算審査特別委員会付託といたします。

議案第38号及び議案第39号の2件につきましては、全体審議といたします。

議案第40号及び議案第41号並びに議案第43号につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第42号につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第44号及び議案第45号の2件につきましては、全体審議といたします。

なお、執行部につきましては、初日及び最終日以外は各委員会を含め、議案など審議に係る説明員での対応といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は本日から9月20日までの18日間にした

いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月20日までの18日間と決定をいたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第２．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、３番黒田清隆君、４番河野一仁君、兩名を指名いたします。

日程第３ 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第３．監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。荒巻監査委員お願いいたします。

○監査委員（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、例月出納検査の結果の報告をいたします。

地方自治法第235条の２第１項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

現金の出納及び保管について、令和６年４月分から６月分までの各月の月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、例月出納検査の報告を終わります。

日程第４ 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第４．議案の一括上程を行ってまいります。

報告第９号、第10号の２件、諮問第４号、第５号の２件、認定第１号から第７号までの７件、議案第38号から第45号までの８件を一括議題といたします。

日程第 5 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第 5．市長の提案理由説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和 6 年第 3 回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本会議に御提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第 9 号 令和 5 年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告についてから議案第 45 号 令和 6 年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 19 件でございます。

内訳といたしましては、一般会計継続費の精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告など、報告案件が 2 件、人権擁護委員の候補者の推薦についての諮問案件 2 件、令和 5 年度の一般会計決算、特別会計決算及び公営企業決算についての認定案件 7 件、また、条例の改正等のほか、令和 6 年度一般会計予算及び介護保険事業特別会計の補正についての議案 8 件を提案しております。

詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

日程第 6 報告第 9 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 6．報告第 9 号 令和 5 年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について報告を求めてまいります。平川総務課長お願いします。

○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、報告第 9 号 令和 5 年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告につきまして御説明申し上げます。

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年の継続費で整備いたしておりました統合小学校建設事業につきまして、継続費の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

令和 5 年 4 月に 4 校統合小学校として開校いたしました高田小学校は、既存施設を全面改

修しました普通教室15室、特別支援教室5室などを有する教育活動棟と、校長室、職員室、保健室ほか特別教室を有する管理棟で、延べ床面積約2,218平方メートルの教育施設として整備いたしております。

支出済額の総額は、実績欄の支出済額の計のとおり、1,713,522,600円の決算額となっております。

以上、報告第9号 令和5年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第9号 令和5年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告については終わります。

日程第7 報告第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第10号 令和5年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めてまいります。平川総務課長、引き続き説明をお願いします。

○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

それでは、報告第10号 令和5年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の令和5年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の令和5年度普通会計の決算は538,501千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の令和5年度決算における全ての会計の収支は1,670,335千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は、債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和５年度は前年度より0.7ポイント悪化し、６％となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、令和５年度は前年度より4.5ポイント悪化し、5.6％となっております。

続いて、資金不足比率について御説明いたします。次のページをお願いいたします。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。令和５年度決算の水道事業会計及び下水道事業会計については黒字となっており、資金不足比率は該当がありません。

本市の令和５年度決算は、いずれの指標も早期健全化の判定基準を下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査にも付しておりますので、申し添えます。

以上、報告第10号 令和５年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで監査委員の審査意見を求めてまいります。荒巻監査委員お願いします。

○監査委員（荒巻隆伸君）（登壇）

それでは、令和５年度みやま市の財政健全化、水道及び下水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和６年７月29日に実施しております。いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

詳細につきましては、別紙意見書を御高覧ください。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないよう、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単でございますが、令和５年度の健全化審査意見とさ

せていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第10号 令和5年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8 諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、十時文雄氏の任期が令和6年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、十時氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

十時氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第9 諮問第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、山下昭美氏の任期が令和6年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、山下氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

山下氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第10～第16 認定第1号～認定第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16. 認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件について、提案理由の説明を求めてまいります。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、認定第1号から認定第5号まで、令和5年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値並びに主要な施策の成果の概要につきましては、令和5年度みやま市決算に係る主要な施策の成果説明書を基に申し上げます。また、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。また、少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和5年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書に記載しておりますページの6ページをお願いいたします。成果

説明書 6 ページでございます。

まず、Ⅰ、決算規模・収支の状況でございますが、令和 5 年度みやま市一般会計の歳入決算額は 22,222,860 千円、歳出決算額は 21,529,510 千円となり、歳入歳出差引額は 693,340 千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源 159,930 千円を差し引いた実質収支は 533,410 千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はマイナスの 10.4%、歳出決算額もマイナス 10.2% とそれぞれ減少をいたしております。

続きまして、歳入の概要につきまして成果説明書、同じく 6 ページのⅡ、歳入の状況の表で御説明をいたします。

まず、1 款．市税の決算額は 3,836,880 千円、前年度比 2.1% の減となっております。個人及び法人市民税が減少したことが主な要因でございます。

続いて、2 款．地方譲与税から 12 款．交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づき交付されております。

まず、2 款．地方譲与税は、自動車重量譲与税の増などにより、前年度比 0.9% 増の 218,150 千円、7 款．地方消費税交付金は、清算金を含めた地方消費税の減収等により、前年度比 1.1% 減の 815,350 千円となっております。

続いて、11 款．地方交付税の決算額は 6,620,550 千円と、歳入全体の 29.8% を占めておりますが、前年度と比較いたしまして 254,990 千円の増、前年度比プラス 4.0% となっております。公債費の増加による普通交付税の増などによるものでございます。

続いて、15 款．国庫支出金は、決算額 4,144,820 千円、前年度と比較しまして 954,730 千円の減、率にして 18.7% の大幅減となっております。これは高田小学校校舎建築に係る小学校施設整備費負担金や公共土木施設災害復旧費負担金の減などが主な要因でございます。

次に、16 款．県支出金は、決算額 1,839,890 千円となっており、前年度比 570,230 千円、率にしてマイナス 23.7% の減となっております。これは強い農業づくり総合支援事業交付金や地域防災がけ崩れ対策事業費補助金の減などによるものでございます。

次に、18 款．寄附金は 196,630 千円の決算額となっており、前年度に対し 10,200 千円の減となっております。個人版ふるさと寄附金の減が主な要因でございます。

最後に、22 款．市債は、決算額 1,663,240 千円、前年度比 1,654,980 千円の減、率にしてマイナス 49.9% の大幅減でございます。これは総合市民センター建設事業債や統合小学校施設

整備事業債など過疎対策事業債が大幅に減少したことが主な要因でございます。

続きまして、歳出決算につきまして概要を御説明いたします。成果説明書22ページをお願いいたします。成果説明書の22ページでございます。

22ページのⅢ、歳出の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款．議会費は、決算額168,240千円、前年度に対し5,040千円の増でございます。議会タブレット導入に伴います通信運搬費の増が主な要因でございます。

次に、2款．総務費は、決算額2,501,260千円、前年度に対し1,095,440千円の減、率にしてマイナス30.5%の大幅減となっております。こちらは総合市民センター建設事業費の減が主な要因でございます。

続きまして、3款．民生費は8,398,090千円の決算額で、前年度比241,890千円の増、率でプラス3.0%となっております。岩田幼稚園、竹井愛児園、開保育園の施設改修による保育所等整備事業費補助金の増が主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は、決算額1,564,600千円で、前年度比44,250千円の増、率にしてプラス2.9%となっております。旧清掃センター解体工事費の増が主な要因でございます。

次に、6款．農林水産業費は、決算額が1,548,290千円、前年度比295,210千円の減、率にしてマイナス16.0%となっております。強い農業づくり総合支援事業交付金の減などによるものでございます。

続いて、7款．商工費は963,880千円の決算額で、前年度比463,040千円の増、率でプラス92.5%の大幅増となっております。みやま柳川インターチェンジ北側の産業団地用地購入費や造成工事費の増が主な要因でございます。

次に、8款．土木費は、決算額1,665,580千円、前年度比279,390千円の減、率でマイナス14.4%となっております。地域防災がけ崩れ対策工事費の減が主な要因でございます。

続きまして、9款．消防費は680,610千円の決算額で、前年度比169,680千円の減、率でマイナス20.0%でございます。これは前年度に救助工作車を購入したことなどによるものでございます。

次に、10款．教育費は、決算額1,677,030千円、前年度比1,193,970千円の減、率でマイナス41.6%の大幅減となっております。統合小学校建設事業費の減が主な要因でございます。

続いて、11款．災害復旧費は、決算額390,440千円、前年度比391,110千円の減、率でマイナス50.0%と、こちらも大幅減となっております。公共土木施設補助災害復旧事業費の減に

よるものでございます。

最後に、12款．公債費は、決算額1,959,690千円、前年度比226,810千円の増、率にしてプラス13.1%となっております。平成30年度過疎対策事業債の元金償還開始による増などが主な要因でございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算状況について御説明をいたします。

それでは、認定第2号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書は263ページからでございます。263ページでございます。

263ページ中ほど、令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,646,310千円、歳出決算額が5,452,920千円で、歳入歳出差引額は193,380千円の黒字となっております。

まず、264ページをお願いいたします。

歳入決算額の合計で131,510千円の減、歳出決算額も106,700千円の減となっております。

上段、歳入決算額のうち、1款．国民健康保険税は、被保険者数の減などにより、決算額928,460千円、前年度比51,030千円の減となっております。

また下段、歳出決算額についてですが、歳出決算額の70.9%を占めている2款．保険給付費の決算額は3,867,900千円、前年度比21,490千円の増となっております。

続きまして、認定第3号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書は271ページからでございます。

271ページ中ほど、令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額716,500千円、歳出決算額713,830千円、歳入歳出差引額は2,670千円の黒字となっております。

272ページをお願いいたします。

272ページの上段となりますが、前年度と比較いたしますと、歳入決算額で18,090千円の増、同ページ下段の歳出決算額で18,250千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付金の増が主な要因でございます。

次に、認定第4号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書は274ページからでございます。

274ページ、まず、介護保険事業勘定でございますが、第8期みやま市高齢者保健福祉計

画及び介護保険事業計画の最終年度に当たる令和５年度の歳入決算額は5,148,170千円、歳出決算額は4,905,330千円で、歳入歳出差引額は242,830千円の黒字となっております。

同ページ下の表ですけど、前年度と比較いたしますと、歳入決算額で6,110千円の減、次のページ上段となりますが、歳出決算額で44,250千円の減となっております。

続いて、成果説明書287ページをお願いいたします。

287ページ中ほど、介護サービス事業勘定につきましては、歳入決算額28,050千円、歳出決算額17,220千円で、歳入歳出差引額は10,830千円の黒字となっております。

最後に、認定第５号 令和５年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。成果説明書289ページでございます。

289ページ、前年度に引き続き、用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は80千円、歳出決算額はゼロ円、歳入歳出差引額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第１号から認定第５号まで一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、松尾上下水道課長お願いします。

○上下水道課長（松尾秀勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、認定第６号 令和５年度みやま市水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和５年度みやま市水道事業決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の14ページ、15ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、14ページ下段にあります収益合計は483,530千円、15ページ下段の費用合計は440,060千円でございます。前年度と比較しまして、収益では5,550千円、1.1%の減、費用では20,280千円、4.4%の減となっております。

次に、６ページを御覧ください。

損益計算につきましては、中段下ほどにあります経常利益は43,670千円となり、下段にあります特別利益と特別損益の差200千円を差し引いた当年度純利益は43,470千円となります。

前年度繰越利益剰余金が137,790千円ありますので、その他未処分利益剰余金変動額28,730千円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は全体として210,000千円となります。

8ページを御覧ください。この剰余金の処分案が令和5年度みやま市水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。純利益の43,470千円を減債積立金へ積立てを行い、令和5年度に処分した減債積立金28,730千円を資本金へ組み入れ、残りの137,790千円を繰越利益剰余金として来年度へ繰り越すこととしております。

次に、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、3ページ上段中央の収入決算額218,110千円、同ページの下段にあります支出決算額565,780千円でございます。

収支不足額347,670千円につきましては、同ページ最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填としており、資金不足は生じておりません。

最終の27ページに補てん財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は618,150千円となっております。

今後とも、経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、正常な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、意見書をいただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、認定第7号 令和5年度みやま市下水道事業決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度みやま市下水道事業決算書を御覧ください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の16ページ、17ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、16ページ下段にあります収益合計は639,050千円、17ページ下段の費用合計は633,040千円でございます。前年度と比較しまして、収益では10,330千円、1.6%の増、費用では11,990千円、1.9%の増となっております。

次に、6ページを御覧ください。

損益計算につきましては、中段下ほどにあります経常利益は6,160千円となり、下段にあります特別利益と特別損失の差を差し引いた当年度純利益は6,000千円となります。前年度繰越利益剰余金が23,750千円ありますので、当年度末処分利益剰余金は全体として29,750千円となります。

8ページを御覧ください。

先ほどの剰余金については繰越利益剰余金として次年度以降に繰越することとしております。

次に、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込み金額で、上段の収入決算額622,830千円、下段にあります支出決算額746,980千円でございます。

収支不足額124,150千円につきましては、最下段に記載しておりますように、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

最終の31ページに補てん財源明細書を掲載しております。右下の年度末残高は63,940千円となっております。

今後とも、安定的な下水道サービスを提供していくため、健全な事業運営に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、意見書をいただいております次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、監査委員の審査意見を求めてまいります。荒巻監査委員お願いします。

○監査委員（荒巻隆伸君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

令和5年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から下水道事業会計決算までの7会計でございます。

決算規模といたしましては、一般会計と特別会計の決算額の合計は、歳入決算額が33,762,016,572円、歳出決算額が32,618,851,741円となっており、一般会計・特別会計の全ての会計において黒字決算となっております。

次に、水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支については、収入が

538,439,744円、支出が458,556,546円となっております。

資本的収支につきましては、収入が218,113,072円、支出が565,787,317円で、収支差引347,674,245円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金等をもって補填されております。

また、下水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支については、収入が685,670,445円、支出が659,787,423円となっております。

資本的収支については、収入が622,830千円、支出が746,985,394円で、収支差引き124,155,394円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金をもって補填されております。

以上が令和5年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては決算審査意見書に記載いたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は水道事業会計を7月2日に、一般会計及び特別会計を7月10日から7月30日の間に実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行い、その中で主なものを報告させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1番目に、税等の徴収でございますが、市税の徴収率は96.7%と良好な状態であります。今後も収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものであります。

2番目に、予算の流用及び予備費の充用でございます。いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、より慎重を期されることを望むものであります。

3番目に、不用額についてでございます。不用額については、経費節減に伴うものであります。大部分は執行残であります。今後も引き続き事業内容を十分に精査した上で、予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

4番目に、その他でございますが、市の施設の利用料等については、負担の公平性の観点から、受益者負担の在り方についての検討を望みます。また、交付実績が少ない補助制度については、制度の周知方法や内容の見直しを検討されることを望みます。

5番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございます。少子高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあり、国保財政は厳しい状況にあります。今後も医療費の抑制と保険税収入の確保を図る努力を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算であります。水道行政の充実及び事業の健全化のため、今後も漏水箇所の修繕及び老朽管の布設替え等を計画的に行い、有収率の向上を図ることを望むものであります。

下水道事業につきましては、汚水処理原価が使用料単価を上回っている状況であります。地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、一般会計からの繰入れが少なくなるよう、汚水処理構想や経営戦略の見直し等も今後検討されることを望みます。

以上、各会計において審査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たっては、効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉の増進のため、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものであります。

以上で決算審査意見の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより認定第1号から認定第7号まで一括して質疑を行ってまいります、通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、お諮りをいたします。認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番諸富正也君、2番三小田智裕君、3番黒田清隆君、4番河野一仁君、5番森弘子君、6番奥蘭由美子君、7番吉原政宏君、8番古賀義教君、9番前原武美君、10番上津原博君、12番瀬口健君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上14名の諸君を指名いたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩後の会議は10時40分です。お願いします。

午前10時26分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第17 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第38号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく手数料関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。平川総務課長お願いします。

○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

それでは、議案第38号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく手数料関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、手数料に関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであります。

本市における使用料及び手数料につきまして、行政改革プランに取り上げております受益者負担の適正化を図るため、本年1月から3月にかけて、関係団体及び有識者により構成するみやま市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針策定委員会を設置し、委員の皆様にご議論いただきました。そして、会議での御意見を踏まえ、本年3月に使用料・手数料等の見直しに関する基本方針を策定したところです。

この基本方針に基づき、みやま市手数料条例など関連する3つの条例について、現在200円の手数料を300円に引き上げるなど金額の変更をいたしますほか、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第18 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。再び平川総務課長お願いします。

○総務課長（平川貞雄君）（登壇）

議案第39号 使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第38号でも御説明しました使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、使用料に関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するもので、みやま市立学校施設設備利用条例など関連する18の条例について、端数切捨て規定の削除や官公庁の後納規定を新設するとともに、減免に関しては基本方針の見直し基準に基づき定めることとし、詳細は規則へ委任するなど、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がありますので、発言を許可してまいります。

まず、10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

39号の質疑ということでもありますけれども、38号と同じような中身ですので、39号でまとめてお答えをお願いしたいというふうに思います。

今回、使用料・手数料の見直しということでもありますけれども、これをやった場合、どれぐらいの収入を見込むような条例になっているのかなということなのでそこを再度確認したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

私のほうから御説明させていただきます。

先ほどの質問ですけれども、使用料・手数料の見直しによってどれだけの増収かということでございます。

令和5年度の利用実績で算定した場合、使用料につきましてが約11,100千円、証明書などの手数料につきまして約2,900千円、合計で約14,000千円の増額を見込んでおるところでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。（「続けて39号よかですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

議案第39号、使用料・手数料の見直しの件についてお聞きします。34ページですかね。

上津原議員のほうから今収入はどれくらいを見積もってあるかと、11,100千円。何が背景かというのが分かりませんが、とにかく受益者負担というのを前面に押し出してあると思います。

ただ、今日まで至るまでいろいろ審議をされてきたとのことですが、まず、38号と39号は、条例は別々のものであって異質なものと私は思いますが、有識者としてなぜ同一人物で審議されたのか、頭をかしげたくりますが、この中の39号の有識者とはどなたのことを指しますか。これ1つですね。

この策定委員会において、委員から子供から料金を取るのはいかがとの意見が出て少し渋られた方もいらしたようですが、それに対し、それ相当の援助をすると、補助をするとの答えを出されたので、やむなく賛同をしたという方もいらっしゃると思います。それ相当の支援とはどういうものか、お聞きをいたします。

また、その審議の中でこの支援の内容を何で示されなかったのか。こういうことを示した上で納得できておれば、別にこだわらなくてもよかったと思うんですが、なぜその内容を示されなかったのかということです。

さらに、関係団体には説明をするとのことでしたが、説明はされていないというふうに私は思っております。決まった後から関係団体に説明しても、それは単なる関係団体への押しつけなんです。関係団体の反応も見ず、支援の内容も示さず、賛同を得るやり方はあまりにも横暴である。これよくペテン師が使うやり方、典型的なやり方ですたいね。御存じだろう

と思いますがね。

いいですか。整理してありますよね、質問。今回の見直しは子供が対象となっていますが、子供たちの教育をつかさどる教育は独自の考えはなかったのか。教育長、非常に情けなく私は思っておりますが、独自の考え方ないんですか。

まず、以上のことをお聞きいたします。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

お答えいたします。

まず、策定委員の構成ですけれども、有識者というのは誰かということでございます。

策定委員会は、行政区長の代表の方、それから、特に施設を利用されていますスポーツ団体の代表の方、それから、文化団体の代表の方、それから、社会福祉協議会の代表の方、それから、民間の視点も伺うということで金融機関の代表の方、それから、そのほかにもう一名民間の代表の方、それから、既に指定管理者制度を受けられているそういう団体の方、以上で構成されております。

それから、支援の内容について具体的に示されなかったということでございます。

7月1日の全員協議会の中では基本方針の説明だけさせていただきました。その中で必要な支援については、今後、規則、条例等を整備する中で、各部署と協議しながら進めていきたいというふうなお返事をしておりました。本日、議案として出させていただきましたので、現時点で考えております支援案について御説明をさせていただきます。

特に一番社会教育施設を利用されているのが少年スポーツ団体でございます。現在の見直しの想定では、スポーツ団体につきましては5割減免ということを想定しておるところでございます。しかしながら、先ほど申されました青少年の支援、それから、今までスポーツ団体等の育成の支援も行っておりました、そういうのを踏まえまして、実際負担していただく使用料負担額の最低1割については負担をしていただきたいと思っております。そのような負担軽減になるように活動支援という形で補助を今検討しておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。（発言する者あり）まず、教育長から答弁いただくですね。

○教育長（待鳥博人君）

私の考えでございますが、青少年の健全育成というのは市の教育の大きな施策でもありますし、スポーツ、そして、文化、そういった青少年の活動につきましては教育委員会としても全面的に支援等を行っていきたいというふうに考えておるところです。

今回出されました使用料等の減免の見直しということでございますが、先ほど来、説明があつておりますように、受益者負担というのもある一面考えていかなければならないところじゃないかなというふうに思っております。ただ、最大はやっぱり青少年の健全育成、そして、文化、スポーツへの支援というところだろうというふうに、教育委員会、教育部では考えておるところです。（「市長、ペテン師のようなやり方について一言。こういうやり方でみやま市はいいんですかということ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

市長にですか。松嶋市長。（発言する者あり）市長への答弁を求めるとですか。（「はい。改めて質問します。２回目です」と呼ぶ者あり）12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

教育長の今の言い分だけよう分からんのですよ。全面的に支援をしようと言いながら、受益者負担もやむを得ないじゃなかですか。私はこの受益者負担の件で駄目なんですよという観点から今質問をしよるわけであつて、受益者負担は仕方ないというようなことと理解しましたが、それでいいですね。

それから、今の答弁で1割の負担というような、5割減免、5割の1割を出してくださいということなんか、よう分からんやっただすね。それで11,100千円なのか、5割負担で11,100千円なのか、1割負担で11,100千円なのか、はっきりしない。

それと、先ほど審議会の中で委員さんたちにこういう援助をしますよという甘い言葉を投げかけて賛同をさせた、それで渋っておられた方も援助するならというようなこと、内容は全く示されておられません。ですから、私はペテン師の典型的なやり方だと。ですね、市長。そういうやり方でみやま市はいいんですか、市長さんと私はお聞きしよります。今からも何も隠してこういうことをやりますから、その条件内容は言わずに賛同を得る、そういうやり方でいいんですかということを経理さんにお尋ねしております。後で答えてください。

私、先に行きますが、全員協議会の中の説明で近隣市と均衡を図るとの発言がありました

が、どの部分をどこの市に合わせるのか、全く私は分かりません。付け加えますが、ある市の担当者は、成人からはもちろん料金は頂きます、子供団体からの徴収は今のところ全く考えておりませんとのことですが、近隣市と均衡を図るということ自体、何ですか。はっきり教えていただきたいと思います。

それから、幾つかずっと、3回しか質問されませんので、整理をしようと思います。

コロナ禍から今日まで物価高騰ということで国からの交付金が支給されております。低所得者家庭に100千円とか、子供1人に50千円とか、ほか農林漁業、商工業、そういったものを支給されております。これは全て家庭からの負担を軽減するための支援給付金ですね。これを国はやっておきながら、子供たちの、そして、育てる家庭の負担軽減を図るということでやっております。市長、聞きますよ、後で。一方、みやま市はそういった家庭から逆に今度は金を取ると。今時代の流れは物価高騰とか大変でしょう。ですから、給付金の支給をされております。それは市長もやりよつてすよね。みやま市内やってあるでしょう。その一方、みやま市は子供たちの団体を理由に金を徴収する。こんな理不尽なことがあっていいのかということで市長にこれをお聞きいたします。

それから、この見直しでは、市民に対しての徴収理由として受益者負担というのを前面に出しておりますが、最大の受益者というのは、議員をはじめ、市の三役、それから、職員さん、あんたたちなんですよ。市民税100%で、給料、私たちの報酬をもらっているじゃないですか。これ以上の受益者というのはおらんですよ。そういった最大の受益者、自分たちのことは、先々行きますが、棚に上げ、受益者負担だとして使用料を市民から無理やり取ろうとしている。

私は何を言いたいかというと、自動車通勤されている方の駐車場の使用料金はどうなつとるんですかね。なぜ使用料を取らないのか。これこそ受益者じゃないですか。こういう自分たちのことは棚に上げ、痛みを發せず、何の改革もなく、市民にこのお金はあなたたちは受益者ですよ、やりなさいと。あんたたちがまず改革をせにゃいかんとやないですか。駐車料金、今1か月幾らぐらいですかね、ここら辺は。大体五、六千円。本庁だけでも153台止められます。それを5千円で153台、12を掛けてください。大体10,000千円近くでしょう、先ほどの11,100千円に大体相当しますですね。

こういう改革もせずに、また、超過勤務削減を図ると言いながら、今年度はさらに予算は上回っております。こういう改革をせずに、市民にただ受益者だといって負担をさせるとい

うようなことはいかなるものでしょうかということです。

市長、教育長、担当部課長さん、駐車場を利用されておりますが、どうですかね。どげん思いなはっですか。後でお答えください。

この時代のそういった背景も理解をせずに、自分たちのことは棚に上げ、改革もせずに市民に押しつける。本当に住民不在の今の市政運営に警鐘を鳴らさずにはいられないと思います。

小学4団体に聞きましたが、会費を上げなきゃいかんとか、練習日を少なくせなきゃいかんとか、そういう答えをいただいております。子供たちの元気な声が少なくなりますが、生き生きと、伸び伸びと、次代を担う等の言葉を常々から発せられております教育長、いかがでございませうか。

以上、何点かお聞きしましたが、お答えをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

私のほうでお答えできる分について御回答させていただきたいと思ひます。

まず、さっきの収入増の件ですけれども、今減免基準の見直しを行っておりますけど、それと別途、必要な支援策ということで青少年への補助というふうな話をいたしました。その補助はあくまでも補助という形で出しますので、それは先ほどの11,100千円といった使用料の増額には含まれておりません。

それとあと、支援策をもう少し詳しくということでした。先ほど言葉では、実際、使用料の負担額の1割程度は最低負担をお願いしたいというふうに申し上げました。もうちょっと具体的に言ひます。

仮に使用料として100千円かかるとした場合、5割減免の団体につきましては50千円を支払っていただくというふうになります。50千円を50千円で支払っていただきますけれども、先ほどから御指摘あるように、今まで全額免除だったのがかなりの負担になろうかと思ひております。それで、最低50千円支払った50千円の1割、いわゆる5千円程度の負担軽減になるような支援策、補助を考えていきたいというふうに考えております。

それから、策定委員会の中で具体的な案が示されなかったとか、説明不足というか、そういうふうな御指摘ありましたけれども、今お話ししたような御意見も委員会の中からも出さ

れました。特に通年使われている団体からはかなり負担増になるから支援策をとというふうな御意見もいただきました。その中で、事務局といたしましては、先ほど申し上げました支援策について今後検討していきたいということでお話はしております。

ただ、その委員会の中でまだ決定事項でもありませんし、まだ規則なり、条例の整備もできていませんので、委員の皆さんからいただいた御意見を基に支援策について十分検討していきたいというふうに申し上げました。

それから、質問の回答になっているかどうか分かりませんが、まず、近隣市、どこを比較したのかということですが、もちろん近隣市の状況につきましては策定委員会の中でも資料を提示してくれということがありましたので、提示をいたしました。当然、近隣市も視野に入れましたけれども、最終的には市の財政状況を踏まえたところで基本方針を策定したということで御理解をお願いしたいというふうに思っております。

私のほうで答えできるものは以上かと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

使用料等の見直しに関しては、先ほど山田部長がお答えしたとおりでございます。

駐車場に関しての御質問でございますけれども、議員御指摘の部分についてはよく理解はしております。その辺も近隣市の状況を見極めて対応を進めてまいりたいと思います。

以上です。（「あなたたちは駐車場は利用していますかということ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

市長のほうから。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

駐車場は使用しております。

それで、今、議員御指摘の駐車場の使用料云々につきましては、この策定委員会と同じように、調査をした上で今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

それだけやったのですかね。すみません。幾つか質問されたでしょう。それで、それに対して、今、市長は駐車場の関係あたりは市長自らのあれで説明されよるけど、ほかに、あれ

やったら、担当課それぞれお見えですから、部長以下ですね、誰々さんにお答えくださいと。

（「これを策定した部課長さんたちは、市民に受益者負担ということで押しつけておりますが、これを策定した部課長さんは、受益者負担というふうな認識はあるとですかということで、駐車場は使いよるですかということ。言いよること、分かるでしょう」と呼ぶ者あり）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

私も策定委員会の事務局で入っておりました。個人的な回答になりますけど、私、徒歩通勤なものですから、駐車場は使用しておりません。

それから、先ほど市というふうなことをおっしゃられましたので、今回の見直しにつきましては、市であろうと、教育委員会であろうと、施設を使った場合については冷暖房費は負担するようなことも検討しておりますので、その点も御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

まともな答えがあんまり返ってきません。やはり自分たちも今つかれて認識されたんじゃないかと。要するに市民へ使用料云々いろんな金の問題で要求をしていくならば、自分たちのことをまず改革ばせんですか。当たり前のことでしょう。そうした中で、どうしても市民にお願いせにゃいかんというのが本来の市政運営じゃないですかね。はなから自分たちは何も痛みを伴わん、市民には金を出せ、先ほど言いましたあんたたちが一番の受益者ですよ。給料、市民税、100%。その受益を受けている人がさらに市民から金をやれと言いなさっですたい。あんたたちのことは何もせずに。おかしかち思わんですか。自分たちでいろいろやってきてそういうふうなことを提案すれば、そりゃ、誰でも納得しますよ。

まず最初に私が言ったのは、この策定委員会の中で何でそういった条件を出して賛同を得なかったか、これが大きな間違いです。そげんでしょう。規則もない、今から。議会には全然そういう内容とかは説明してなかじやなかですか、小さいことは。まだ言いたいことはいっぱいありますよ。もう時間の関係であんまり私は言いませんけど。

そういうことで、自分たちの身の回りを整理してそれから市民にはお願いするというのが常套手段であり、市政運営の基本的なもんじやなかろうかということを申し上げます、市長

ですね。

だから、その一つとして今の駐車場の利用、これも同じ施設ですたいね。自分たちはのほほんとして高給取って、のほほんとしとる。片っ方、国から100千円、50千円給付金を頂かにゃいかん。そういう方々に使用料として銭をやれと、料金を払いなさいよと。しかし、片方であなたたちは、駐車場、月幾らぐらいになるか知らんですけど、五、六千円だと思いますが、それを払わない。

それからもう一つは、先ほど言いましたように、超過勤務もそうです。早期退職者が多いですよという中で私は指摘をして、平川課長、あなたが今後超過勤務についてはしっかりと取り組んでいく、減少方向で検討していきますよ、やっていますよという答弁もしっかりされておりますよね。しかし、今回また上乘せですよ。そげんでしょう。前回の5年度から超過勤務予算オーバーしとっじゃなかですか、かえって。財政課長御存じですかね。オーバーしとうでしょう。財政課長、そう言いよっですよ、課長。そういうふうなことをあなたたちがまず改革をせんですかって、そして、どうしてもでけんなら、市民にお願いせんですかということを私は言いよります。

しっかりやってください。こういうのを通しよったら、議員のばかじゃなかか、おまえたちは、相当怒らるっですよ。さっき4団体に聞いたという中で、あんたたちもしっかり反対してくださいよって。この問題についてはこのまま出されるならば反対討論をせざるを得んということです。

る質問しましたが、今さっき言いました策定委員会でのまずやり方、先ほどチラシやいろんな条件を言われましたが、そういう条件を出したら、賛同あったのかなかったのか分からんですたいね。そういうことを隠して賛同を得るというやり方自体、非常につまらん、不認識ではなからうか。

そういうことや、先ほどから言いました国からの給付金制度、こういうことを生活が苦しいでしょうとやりますよと言いながら、片方ではそういう家庭から金を取り上げる今回の提案はいかかなもんかということです。そして、市職員自ら改革をして、それでどうしてもできんというときには市民にお願いすると、こういうことだろうと思います。

これくらい、3回目でございますので。まだほかいっぱい書いておりますが、もう時間も私一人であんまり取ることはできませんので、反対討論のときまたさせていただきます。

最後に、説明や資料、こういったものを見ても規則の開示があっていませんので、細かい

ところまでは分かりません。それで分からんというところ、市長、教育長は御存じでしょうからお聞きいたします。私たちは分からんですよ。提案者は知つとんなじゃろうけんですね。

3 問目ですから、前もってお礼を言っときますね。御回答ありがとうございますと。最後にお聞きします。

中学校の部活での施設使用料は今後も無料。ただし、冷暖房とかそういうものについては全額頂きますよというふうになっていると思います。この冷暖房費等はどなたが支払うのですかということですね。

それと、市長に聞きますが、障がい者の施設利用についてはどうなっていますかということをお聞きして最後といたします。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

瀬口議員さんの最初の御質問にお答えをいたします。

中学校での部活の使用料は今後どうなっていくのか。それから、冷暖房費の負担ですかね。

実際、冷暖房を使って部活をやっているところは非常に少ないんじゃないかなと思います。ブラスバンド等は音楽室等でやっておりますので、そこでは冷房を入れたりするかと思います。そういった場合は教育委員会のほうで負担をしておるところです。個人からの負担はありません。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほどの御質問にお答えいたします。

文化、スポーツ協会の少年団体についても、先ほど答弁がありましたように、活動補助金という形で支援をしていきたいと考えておりますし、また、今後、規則の部分で中身について検討をしてまいりたいと思います。障がい者団体につきましても同様として検討してまいりたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

本市の将来の財政状況を見てみましても、使用料・手数料の見直しについては基本的にはやはり必要だと考えておるわけでございます。全体に関しましてはぜひとも御理解をいただきたいと思えますけれども、そういうスポーツ団体、それから、障がい者団体等も含めて、規則によってその対応もしっかり検討してまいりたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、10番上津原（「関連質問よかですか」と呼ぶ者あり）待ってください。関連があったいな。（発言する者あり）通告者が終わってから関連質問ということで受けます。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回は39号の使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づくという分で、私は7月1日に説明がありました資料に基づいて不明な点というか感じた分がありますけれども、それについてお聞きしたいというふうに思います。

そのときの資料に基づいて、学校運動場利用の5割減額でされた場合、年間使用料がどのくらいになるのかということで概算的に私が勝手に作りました。それについては皆さんのほうに多分タブレットのほうにも行っているというふうに思いますが、あと、執行部のほうには資料として配付されているというふうに思いますので、それに基づいて質問したいというふうに思いますが、まず、この私が作りました概算ですね。

仮に小学校の児童が学校の運動場を利用して使用した場合、基本的には今ソフトボール、野球含めて、平日は18時から20時までの利用だろうというふうに思います。大体1週間のうちに平日が3日程度使用しているというふうに思いますので、年間約156日間使用しているというふうに思います。あと、1日のそういった施設の使用料、それも今回議案の中には入っておりませんでしたけれども、7月1日に頂きました資料には1ページ目に学校の体育館あるいは運動場の使用料として1時間当たり220円ということで掲載がされております。あと、夜間照明については瀬高地区では1時間当たり1,320円がかかるというふうになっておりますので、それを大体概算して計算をしました。5割減額ということでいけば、平日だけでいけば、年間約240千円程度があるということになります。

あと、こういった子供たちの利用についてはやっぱり休日、土日も一生懸命頑張っていま

す。土日については朝から夕方までは使用しているというふうに思いますので、今、土日が休みでありますので、1週間のうち2日を利用して、これが約104日程度になるというふうに思います。これが1日220円の8時間の5割削減で1日880円ですね。これを104日掛ければ、91,520円になるということでもあります。

平日と休日を足せば、年間331,760円になるといういわゆる概算ですね。これを小・中学校の使っている子供たちから徴収するのかなというふうにクエスチョンが私はつきます。クラブによっては、子供たちの会費、これは親御さんの負担ですね、これをやっぱりきっちりと取っていらっしゃる活動もあるというふうに思いますけれども、ほとんどのところがぎりぎりの活動をされているというふうではないかなと。

これがいわゆる自分の仕事としてされているそういったクラブの代表者等が仮にいれば、それはもちろん100%私は取るべきだろうというふうに思いますけれども、いわゆる社会教育の中で子供たちの健全育成、そして、子供たちのちゃんとした分がそこで育成できるということであるというふうに私は思っていますので、こういった学校教育以外の活動についてきっちりとみやま市はそういった免除制度を持って活動をされているというふうに思っているわけであります。

この中で使用料の減免というところでも聞いておりますけれども、先ほど瀬口議員が言われた分、私も小・中学校のグラウンドや体育館の利用、これは学校教育外での児童・生徒が使用する場合も適用する条例というふうになっているというふうに思うんですよ。果たしてそれでいいのかなというふうなクエスチョンがあります。

ましてやきっちりとした子供の健全育成ということで、スポーツを通じて子供のきっちりとした健全育成を養うということで、多分、市長のほうも大体毎年施政方針の中でも子供たちに関わる分についてはそういった強い思いで言われているというふうに思いますので、この検討をということで思っておりますけれども、先ほど山田部長のほうから今後のそういった規則についてはきっちりと検討する余地があるということで、まだ正式にはなっていないということでもありますけれども、そういったところでお願いしたいというふうに思います。

あと、確認なんですけど、先ほど一番初めの使用料の分ですね、220円と1,320円、これは間違いないでしょうかという分です。

それとあと、小・中学校の生徒は、運動場、体育館についての使用料の適用範囲について

は、基本方針ページ3に書いてある中身で計画しているということだろうというふうに思います。

あと、減免制度についても、基本方針ページ7に掲載されておりましたが、この減免内容の1から3については免除、4、5、6については5割減額、こういった中身で今回議案が提案されているのかなというふうに感じたので、この確認をお願いしたいというふうに思います。

それと、最後でありますけれども、説明資料の中でのページ13、説明書でいけば、多分これ一番最後のページだったんだろうというふうに思いますけど、27ページにこれがありました。黄色い分ですね。黄色の分が今回見直しをするということであっておりますけれども、先ほど冷暖房については、1、2、3の分で、現行は10割免除、見直しが対象外というふうに掲載がされております。あと、文化協会、スポーツ協会についても、今回から5割減額と冷暖房については対象外というようなところでなっているというふうに思います。あと、5、6、7についても、使用料が今までは免除、見直し後、5割減額ということになっていて。冷暖房についても同じような分で、ほとんど冷暖房については対象外というような扱いになっておりますけれども、そういったことで今回のこの条例の改正の中身、先ほど山田部長が言われた規則の中での減免等ではなくて、今回の規則の大きな趣旨、こういったことでの提案ということで理解していいのかなということです。それを確認したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

お答えいたします。

まず、7月1日の全員協議会の中で配付いたしました資料についての確認かと思います。

まず、主な施設使用料と証明手数料の表ですけれども、先ほど指摘があった学校運動場については220円、夜間照明については1,320円、そのとおりでございます。

それから、基本方針の3ページに記載しております使用料についての各条例の中でどれに適用するのか、学校を利用した場合、どれに適用するのかということだろうと思いますが、一番上のみやま市立学校施設整備利用条例がその条例の適用というふうになります。

それから、基本方針の7ページの中段の表ですけれども、特に例でも出されておりますス

スポーツ団体、体育団体につきましては4番のところの体育団体で5割減額というふうなことに当てはまるというふうに思っております。

それから、これは基本方針じゃございませんけど、全協の中で示した最後の資料、減免制度見直しの基準ということで現行と見直しについて新旧の比較をしております。こちらの上から4番目に、文化協会、スポーツ協会ということで5割減額というふうにしております。今回資料で出されている団体がスポーツ協会に加入していれば、こちらの5割減額というふうになってくるかと思います。

それと、今試算で出されている分で、先ほど年間で5割減免だった場合に330千円程度の負担だということで資料を出していただいています。先ほど瀬口議員の御質問にも御回答させていただきましたけれども、現在、この330千円の負担が実際想定されるであろう、この金額の1割程度になるような補助支援をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

受益者負担ということが前面に言われておりますけれども、私は受益者負担という言葉についてはやはりそこで幾ばくかの金員を得ている人はそうかなというふうに思うんですよ。問題は児童・生徒、この人たちは実際的には全然収入等がないという中で、負担は親御さんになってくるのではなかろうかというふうに思います。

そこで、そういった補助を考えるとときに不利益にならないような、きっちりと子供たちが楽しんでそういった活動ができる環境をぜひとも構築するような条例を制定していただきたいというふうに思うんですよ。

もちろん施設の老朽化含めて、特に夜間照明についても投光器の電源が切れている等もかなり今日まであっているんですよ。そういったところを含めて勘案していただきながら、なるべく児童・生徒には負担が起きらないような施策をつくっていただきたいというふうに思います。

今回こういった分で基本方針を一生懸命検討して出されているということでもありますけれども、子供たち、生徒・児童に寄り添うような、こういった施設を使うときにはこういった

のが一番いいのかなというのを検討していただけないかなというふうに思います。

私自身、スポーツ協会にも加盟をしてほとんど減免というのはありません。ただ、スポーツ協会に入っていれば、そういった施設の利用が半額ということで今まで使わせていただいております。夜間照明については全額負担ということで。私たちの社会人の分についてはやはりそれ相応の負担をしてそういった施設の利用をさせていただいているということで、よそに比べれば高くないんですよ、本当に安いような状況の中で使わせてもらっておりますけれども、しかし、ここが生徒・児童が利用するというのであれば、やっぱりそこはもう一回考えていくべき必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

今回この条例がいいのか悪いのかというふうな判断になろうかなというふうに思いますけれども、条例の中で、先ほど言われた分については受益者負担ということを基本方針としていらっしゃいますので、あるのかなというふうに思いますが、あとはこれを適用する場合、先ほど部長が言われた規則の中でそういった減免等含めてきっちりと検討していきたいということであります。そこについては再度検討していただきながら、これは市民部ではなくて、これは社会教育の関係になってくるんじゃないかなと、いわゆる生徒・児童になりますので、そういうところも含めてきっちりと検討していただきたいというふうに思いますので、できれば市長が今日まで健全育成を含めて子供たちをきちっとやっていくというようなことも一生懸命言われております。それと、所管であります教育長、今回のこの条例の中でのそういった子供たちに対する思いが何かあればぜひともお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

教育長にお尋ねですか。（「両方に」と呼ぶ者あり）両方に。どっちが先ですか。待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

上津原議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

教育委員会の立場としては、やはり子供たちの健全育成と、そして、何回も申し上げますが、スポーツ、文化を通して子供たちが生き生きと活動し、本当に自分の自己実現等に向かって練習をしていったり、研さんをしていったりするという姿を望んでおる、それに対しての支援をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほど来出ております使用料の減免等につきましては、本当は私もぎりぎりのところでこ

こは決断をされたんじゃないかな、今御提案をしておるようなところでございますので、本
当に御理解のほどをぜひお願いいたしたいなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

上津原議員さんがおっしゃっている分のやっぱり子供たちの健全育成の部分で、当然、子
供たちは収入がないわけでございますし、保護者のほうへの御負担というような部分になる
かもしれない。その辺については減免する規則の中でもう一度そこは私は今おっしゃった部
分を含めて、教育長も申し上げました、しっかり策定委員会のほうで御考慮いただいており
ます。私自身もやはり子供たちの健全育成に関しては非常に重点的に考えておりますので、
その辺は規則の中でしっかり検討をもう一度させていただきたいと思います。よろしく願
いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。（発言する者あり）よかですよ。もう一問。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

すみません。優しい議会の対応でもう一度いいということでもありますけれども。

あと、気になる分については、小・中学校は教育委員会の所管であるということでありま
すけれども、あと、みやま市については、幼稚園という概念でいけば、あと、保育園になっ
てくるんじゃないかと、あとは学童保育になってくるんじゃないかというふうに思
いますけれども、その場合のそういった運動場の使用とか、そういった分については、考
え方とすれば、どんなような考え方になるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺
の適用の分が使用料等が発生するかしないかということを含めて、分かれば教えていただき
たいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）

では、上津原議員の御質問にお答えをいたします。

現段階では幼稚園、保育園の使用につきましても一応基本は原則5割軽減ということで、

この後また規則等によってそういった助成については検討していくというようなところだというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、通告による質疑は終わりましたので、ほかに関連ということで質問があれば、河野議員のほうから挙手があったようですが、はい、どうぞ。4番河野一仁君。

○4番（河野一仁君）

ありがとうございます。

使用料の見直しということでございますけれども、まず、申し上げたいのは、近隣の自治体さんかと思えますけれども、そこと合わせてみやま市はそういうようなところよりは大幅安くしてあるというようなことでございましたけれども、逆に言えば、それがみやま市のいいところだったんじゃないかなというふうに私は思っておるところでございます。

そういった中で、今回その見直しをあえてされるというようなことで、聞いておりましたら、それによる増額がおおよそ10,000千円ぐらいということでしたかね。それは5割の負担をいただいて10,000千円ぐらい。でも、最終的には必要な団体さん等には支援をしていきますよと、最終的には1割ぐらいというようなことでございましたけれども、その辺数えていくと、大体1割といたら2,000千円ぐらいの収益ということになるかと思うんですね。それだけのことでございますので、あえてそういうのが必要だったのかなというふうに思うことも思っておるところでございます。

そういった中で、支援が必要なような団体というのがはっきりと分かっていないというのが、今回の議案の中ではそれがはっきり分からないので、今回提案されまして一応可決されましたと想定して、必要な支援はあるんですよと言っとって、その辺が後の検討の中で外れたりする団体が出てくるのかなとか、その辺が不安に思うところでございます、なかなかそこが明確に申し上げられないところもあるのかなとは思いますが、しっかりとその辺は検討いただいた上で上程いただければもっとよかったのかなというふうなところで思っております。その辺を明確に団体さんだったり、先ほど松藤部長さんからありましたような保育園さんであったり、あとは児童・生徒というようなこともありましたけれども、高齢者の方とかもグラウンドゴルフとかでも使ってたったりする場所とかもあるかと思うんで

す。ですから、今まで減免していただいてあった団体さんが今後の検討の中で必要な団体として認められるというか、要するに1割負担ぐらいまでのそういった団体さんとして扱われないというようなこともあり得るのかなと思っておりまして、できればその辺がはっきりと分かればありがたいなというようなところで、今その分についての質問をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

まず、私のほうからお答えいたします。

まず、施設使用料、それから、手数料合わせて今回約14,000千円ほどの増収になると申し上げました。使用料に関しますと、約11,000千円の増収を見込んでいます。ただ、これにつきましてはあくまでも実績を今回予定しておる基準に置き換えた場合ということで御理解いただきたいと思います。今後、基準の見直しで当然負担増が発生する団体もございますので、ひょっとしたら少し余裕めに施設を予約していたのを縮小したりとか、そういうのもあるかと思いますが、正確な数字じゃないかもしれません。それをまず御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどから申し上げます現時点で想定している支援というのは、策定委員会の中でも御意見がございましたけれども、特に年間通じて利用されているのが一番多いのはスポーツ団体なり、文化団体、その少年団体でございます。そちらにつきましては、何がしかの支援が必要じゃないかというふうな御意見もございましたので、先ほどから説明しているように、実質今のところ規則上では5割は負担していただくというふうに考えておりますけれども、最終的に先ほど申し上げました支援を講じながら、実際支払っていただく分の1割程度の負担に最終的に軽減したいというふうには考えております。ただ、これは全ての団体ということじゃなくて、今のところ、スポーツ協会、文化協会加盟のスポーツクラブ、文化クラブということで考えておりますので、全体の11,000千円増収するうちの2割が2,000千円ということじゃないだろうというふうに思っております。まず、それが1点ですね。

それと、今想定している支援というのは、先ほど申し上げましたスポーツ協会、文化協会加盟の少年クラブを想定しております。保育園とか幼稚園とか御意見ございましたけど、現時点ではあくまでも5割軽減までというふうになっております。

今後いろんな団体に必要に応じて説明をしていくことが必要だろうと思いますが、その中でどうしても支援が必要であるというふうに判断した場合については、今後、担当部局によって支援の措置の検討がなされるものと思っていますけれども、あくまでも今回基本方針の中でも統一基準というのを設けさせていただいております。これにつきましては一番多く使われている社会教育施設を念頭にしておるものでございます。施設の内容によっては必ずしもこれに合致しない場合もあるかと思います。そういう分も含めまして、規則の中身なり、今後支援策というのは、各担当部のほうでも検討が必要だろうと思っています。

ただ、あまりにも支援が広がってきますと、今回の見直しが少し意味も薄れてきますので、原則は今回規則の中でしっかり示してはいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

そしたら、8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

では、関連質問として2問質問いたします。

施設利用を青少年健全の場として捉えてあるのか、どう位置づけてあるのかをお聞きいたします。

スポーツや文化活動により、スポーツ精神や人格、人間形成を幼少の間に育成することが必要ということで、私は教育委員会時代に久留米のスポーツセンターでそういう研修を受けてまいりました。先輩たちがやっておられましたスポーツ少年団の組織化をして青少年の育成に努めてまいりましたが、特に剣道スポーツ少年団におきましては、剣道の防具を教育委員会が準備して青少年育成に努めてまいりました。また、グラウンドについては子供たちがちゃんとグラウンドの整備をしてくれます。シルバーに頼んで掃除をすとかじゃなくて、子供たちが掃除をきちんとしているじゃないですか。その費用は要らんわけですよ。ですから、そういうところからもお金を取られるということをお聞きしますと、私としてはみやま市の子育ての視線を問われると思います。間違った問われ方をしては困りますので、大人は健康づくりでももちろん医療費は下がるかと思いますが、大人から取るのは仕方ないと思います。しかし、子供から取るのはいかがなものかと。みやまの将来を背負っておる子供たちを育てるわけですから、どんどんそういうスポーツ、文化活動をやってもらわにゃいかん、そ

こから費用を取るということは考えていただきたいなど。

2点目、受益者負担は分かります。人件費など維持費、管理費は少々……

○議長（牛嶋利三君）

古賀議員、関連質問の2つじゃなくして1つに絞ってください。1回だけけんがら、それを（「2つになる」と呼ぶ者あり）2つになるけん、1つにまとめてください。

○8番（古賀義教君）

続けてします。続けてです。

人件費、維持管理費の少々の値上げでは足りないんですね。青少年育成にそぐわない施設の使用料の増額と比較すれば、歳出の中には無駄な経費もあるかもしれません。それよりも施設の使用率、利用率を上げることが問題だと思います。使うために造った施設ですから、まずは使ってもらうことが大事じゃないかなというふうに考えます。

これはもう2問目にはならないかとは思いますが、そういう考え方です。

○議長（牛嶋利三君）

山田市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（山田利長君）

まず、2点目の分の利用率を上げることが大事じゃないかというふうなことですけれども、策定委員会の中でも当然そのようなお話もありました。策定委員会の中では使用料見直しについての基本方針をつくっておりますけど、その中にも今後の課題ということで、市外の方の利用設定であるとか、もう少し分かりやすいような利用設定であるとか、そういう工夫をしながら利用率の向上にも努めるべきだというふうな意見もございました。

先ほども少し触れましたけれども、現在、特に全額減免がかなり多く占めております。それによりまして、少し余裕を持った予約の仕方も当然見受けられます。今後何がしかの負担が発生するということで少し利用の整理ができ、ほかの団体が利用できるような可能性もございますので、そういう意味も含めまして利用率の向上を図っていきたいというふうに思っております。（「質問は青少年育成をどう考えておるかを聞きよっとですがね」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

堤教育部長。

○教育部長（堤 則勝君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど古賀議員が言われましたように、施設の利用の中での青少年健全育成、それは当然そのとおりだと思っております。今回減免の見直しで一定の負担をお願いしたいということで提案させていただいておりますけれども、教育委員会といたしましても教育施策の中に青少年健全育成というのは当然掲げております。そういった部分で日頃のそういった少年団体の減免の見直しによって活動が制約されてくるのが当然考えられます。

そういったところの中で、最終的には結果として補助金を出して、1割程度の負担はぜひお願いをさせていただいて、日頃の活動の制約が少しでもないように支援をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですね。（発言する者あり）

なら、14番中島一博議員、どうぞ。

○14番（中島一博君）

山田課長は7月1日全協の中で近隣の自治体と均衡を図る、どういう均衡を図るんでしょうか。この自治体、言えないなら言えないでいいんですけど、近隣の自治体と均衡を図る、どういう均衡を図るのか、これが青少年の健全育成にどう関連するのか。

それと、先ほど市長が駐車場の件で答弁されましたが、同じようなことで近隣の自治体と均衡を図りながら検討する。検討するということはしないということにも取れるんですよ。駐車料を取っている自治体もあり、取っていない自治体もあると思うんですよ。そういった場合、どう検討されるのか。

それと、施設を利用する各種団体の意見なり、声を聞いてから策定委員会に協議をされているのか。

それと、一番最後に、基本的な考え方の中に、市は効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減とサービス内容の拡充と稼働率の向上の両面を目指していく必要があることを認識し、サービス向上と経費節減、各施設の情報提供や利便性の向上による稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととします。

いいことを書いてあるんですが、意味が分からないので、この辺を説明できないか。私個人的には施設運営が厳しいから施設の値上げするとかなと取れるんですけど、中に受益者負

担の軽減とかも書いてある、この意味を少し教えてもらえないでしょうか。お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾市民課主任参事補佐。はい、どうぞ。

○市民課主任参事補佐（松尾和久君）

プロジェクトチームの総括責任者をしておりました関係で私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど中島議員が言われた基本方針の2ページに書いてあるところの意味ということなんですけれども、市は効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減をと書いてある分ですね。当然これは市として今回の見直しの中でいかに施設運営を図っていくのか、常にコストがかかっていきますので、そのためには効率化を図って受益者の方たちの負担が軽くなるようにしていくべきという考え方があるということが1点目と。サービス内容を拡充して稼働率を向上していく、これも市の責任として様々な施設のサービス内容をよくしていこうと。そういう一方で、サービス向上と経費節減を図りながらも、やはり市としては施設運営をやっていく上での費用を賄っていく必要があるということで、このような書き方をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、先ほど中島議員が言われた近隣市の状況と、近隣市の減免状況の規定を参考にしたということの説明につきましては、使用料、手数料ともに条例で料金等を定めるようになっておりますので、それにつきましては条例できっちり明示する必要があります。そのために、近隣市の条例、規則等を検討させていただいたということで、あくまでも条例が基本となって、それに伴って規則が出来上がってまいりますので、それを基に全体像としての条例、規則をつくっていった。その中で、先ほどからたくさんの議員の皆さんから御指摘をいただいている青少年団体の分につきましては、先ほど山田部長も申し上げましたように、減免という形で支援するんじゃなくて、補助金という形をつくりまして、補助金の中でしっかりお示ししたほうが市の姿勢としても青少年団体を支援していくという形が目に見えて分かるということで、予算の中でしっかりそれを議員の皆様にもお示しをして、補助金の中でできるだけ負担が少なくなるように考えているということで、今のところ現時点での委員会の中で委員の皆さんに説明しているのは、結論から言いますと、全体の使用料の5%だけはぜひ負担をお願いしたいということでお話をさせていただいておりますので、その5%になる

ための補助金を創設していくということで考えておりますので、ぜひそういうふうな全体像としての規則の考え方と個別分としての補助金という2つがあるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですかね。

ほかに。（「答弁のあった、策定委員会の中で施設を利用する方の各種団体の意見とか声を聞きながら協議してあるのかなと聞いております」と呼ぶ者あり）松尾市民課主任参事補佐。

○市民課主任参事補佐（松尾和久君）

策定委員会の中でも申し上げておるんですけども、まず、大きな基本方針をつくりまして、その中には先ほど山田部長も申し上げたような団体の方も幾つか入っていただいているんですけども、今後予定としては、今回議案を可決いただいた後に、各団体にきっちり各所管課が説明をしながら、このような基本方針をつくって、簡単に言うと、基本的には今まで全額免除だった団体も5割までですよとなりますというお話をしながら、その中で、いやいや、そうすると困りますよという御意見があると思いますので、それはしっかりお聞きして、それを来年度予算に向けて予算措置をして、議員の皆様にもこういうふうな説明をしてこういう補助をやっていくということになりましたので、やっていきますということで予算の中でお示しをしたいと考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）松嶋市長、どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）

駐車場の駐車料金の件でございますが、先ほど瀬口議員がおっしゃった部分、近隣市町とか、そのほかの自治体等がどういうふうな対応を取っているのかという部分も含めて調査検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに。（「駐車場料金を取るところと取らないところがはずですよ。そういった場合、

市としてどう考えてあるですかと。検討するじゃ、しないということにもとられるけんですね、はっきりとした答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）松嶋市長、どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）

そのことも含めて調査した上で総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥蘭由美子君。

○6 番（奥蘭由美子君）

すみません。説明をされればされるほど結局どうなるのかよく分からなくなってしまっていて、先ほどから一番問題になっているのは青少年団体だと思います。具体的な金額については次年度予算も絡んでくるということで、具体的な数字に関しては現段階でなかなか示されない部分もあるみたいなんですけど、先ほどから1割負担だの、実質的な負担が1割負担になる程度に収めるとか、全体の5%とか、いろいろ数字が出てきているので、実際の団体さんが幾ら負担しないといけないのかというのが、結局、この見直しをされてどうなるのかというのが、逆に説明されればされるほど分からなくなってしまっているんで、まず、しっかりその辺の私たちが一番分かりやすいのは、具体的に、例えば、A団体が今現時点でどれだけ負担なくしているのが、じゃ、これに適用したら幾らになるのか、その具体例を出してもらったほうが一番よく分かるんですが、できればその青少年団体で実例とかを出して説明してもらえらんだったら、それが一番分かりやすいなというのが1点と。

あと、障がい者の団体の方の負担について、先ほど何か規則で決める的な最後お話で終わってしまったので、結局、障がい者団体の負担、現状が今負担が施設使用料と冷暖房料金の負担がどうなっていて、この見直しがされたら、じゃ、障がい者団体の負担はこの基準に合わせたらどうなるのかというのをまず教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾市民課主任参事補佐。

○市民課主任参事補佐（松尾和久君）

お答えいたします。

上津原議員が作ってあった資料は皆さんタブレットに入っているということだったので、それを見ていただいてよろしいでしょうか。

上津原議員さんが作っていただいている学校運動場利用の5割減額の年間費用概算というところに、この団体を5割減額したら331,760円負担するというふうに書いてあると思います。これをどんなふうに委員会の中で説明したかという、要するに330千円一旦負担をお願いします。ただ、それにつきましては1割負担ですので、90%を市のほうから補助金として各団体の実績に応じて補助金、さっき教育長も言っているように、活動を支援していくという観点で負担金を返すという言い方悪いんですけど、そういうことじゃなくて、活動を支援するというで90%の補助をやろうと。目に見える形で補助をやっているという考え方に立ちまして、結論からいきますと、この上津原議員が書いている団体でいくと、10%の33千円だけ負担をお願いしますというふうに説明をしておりますので、そういう御理解でお願いしたいと思います。

もう一点目の障がい者団体はどうかということなんですけど、障がい者団体は現時点では全額免除の団体でしたけれども、今、市が考えているのは、例えば、たくさんの施設があって、げんきかん、あたご苑とか、MIYAMAXとか、たくさんの運動場とか、たくさんの施設があります。その中で障がい者の皆さんたちが主に使っている場所としては、あたご苑とかげんきかんとか、そういうふうな福祉施設ですね。げんきかん、あたご苑的なところにはボランティア室とかあったりとかして、障がい者の方たちは今現在でもそういう無料で使える部屋が整備されていまして、MIYAMAXにもそういうボランティア室があったりとかして、そういう障がい者の方たちに向けた整備というのは今でもできております。

それで、そういう方たちがそういう施設を使えるときは今までどおり継続して使用料が要らない場所があるんですけれども、一方で、じゃ、障がい者の方たちが何かスポーツしたいなとかというときも当然あり得ると思います。今回の見直しの分としてはたまたま何かやるんだというときまで減免は考えていないんですけれども、一方で、規則の中で、じゃ、そういうふうな施設ごとに考える中で、規則で賄い切れない分がどうしても出てくるし、今後、そういうとも想定しながら、条例に書いていますように、市長、教育長が特に認めるものという最終的な規定も規則の中には書いております。

それで、近隣市のいろんな状況をお伺いする中でも、いろんな場面が想定されて、いろんな団体が申請されてくるので、それを全て規則、条例に書き切るのは不可能なので、それにつきましては、今後きちんと各課各部で申請があったときにはどうすべきかということをしかり判断をしていきたいということで今回の基本方針をつくっておりますので、今後、

先ほど奥菌議員さん言われるような障がい者の団体がこういうふうな大きな大会をするんだとか、そういう場面も想定されます、そういうときは当然、市長、教育長と協議しながら対応を考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑がありますか。あれば、受けて午後ということになりますけれども、ございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分から再開したいと思います。

午後0時13分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて、午後の会議を再開してまいります。

午前中、議案第38号、議案第39号に対する通告されとった質疑、そしてまた、通告外の関連する質問ということでお尋ねを受けておりましたけれども、その余の関連質問もございませんでしたので、質疑を終わるということで休憩を入れております。

したがって、午後の会議を再開いたしましたので、議案第39号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

日程第19 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、議案第40号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条文を改める必要があるため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、同施行令第2条の4第5項が削られたことにより、続く第2条の4第7項が同条第6項へ、第2条の4第8項が同条第7項へと繰り上がり、ひとり親家庭等医療費の支給対象者を規定する条例上の引用条文に項ずれが生じたため、条例を改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

議案第41号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年公布の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法において、被保険者証の返還に応じない者に対する100千円以下の過料の規定を削除する改定がなされることから、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

議案第41号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第21 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定について、提案理由の説明を求めます。木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして、皆様こんにちは。

それでは、議案第42号 みやま市工場立地法地域準則条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、公表された準則に代えて適用すべき緑地面積率等に係る準則を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

地域の実情に応じた地域準則条例を定めて、工場敷地面積に対する緑地面積等の割合を緩和することで、工場敷地の有効活用を促し、新規の企業立地や既存企業の事業拡大を促進しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第3条では、区域ごとの緑地面積及び環境施設の面積の割合、第4条では、緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法について定め、附則では、工場立地法施行以前に設置された既存工場に対する経過措置について定めております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長兼福祉事務所長。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（松藤典子君）（登壇）

議案第43号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第43号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第23 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第44号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、議案第44号 令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）の提案理由の御説明を申し上げます。

ちょっとだけ長くなります。よろしくお願いいたします。

議案書、まず78ページをお願いいたします。78ページからでございます。

令和6年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ321,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,884,807千円といたしております。

まず、議案書81ページをお願いいたします。

81ページ、第2表 債務負担行為補正は、来年度以降の債務を負担するため、瀬高・高田・桜舞館小学校のスクールバス運行委託料119,500千円を追加いたしております。

次に、82ページ、第3表 地方債補正は、臨時財政対策債及び過疎対策事業の限度額をそれぞれ追加いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。

議案書85ページからでございます。

85ページ、15款2項1目のデジタル田園都市国家構想交付金4,262千円は、デジタルを活用し、地域の課題を解決するための国庫交付金で、補助率2分の1でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、本市の物価高騰支援策の経費に充てるため、3,633千円を計上いたしております。

次に、86ページ、16款2項2目の保育所等給食支援費補助金6,800千円は、保育所等の給食食材高騰に対する県補助金で、補助率2分の1でございます。

次に、87ページ、20款1項1目．前年度繰越金300,190千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

次に、飛びまして89ページをお願いいたします。

89ページ、22款．市債でございますが、額の確定に伴い、臨時財政対策債を2,389千円、また、歳出予算と連動し、過疎対策事業債を3,000千円追加いたしております。

続いて、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。

議案書90ページからでございます。

議案書90ページ、2款1項8目の地域交通事業者事業継続支援金1,200千円は、燃料価格高騰の影響を受けている市内に本社もしくは営業所のあるタクシー事業者、貸切りバス事業者、運転代行事業者に対し支援金を支給するものでございます。

次の9目．財政調整基金積立金は、財政調整基金条例に基づき、270,000千円を追加いたしております。

次に、91ページをお願いいたします。

91ページ、3款2項2目の子育て施設給食等支援費補助金14,450千円は、子育て施設における保護者の経済的負担軽減を図るため、給食等の材料費高騰に対し補助を行うものでございます。

次の4目．包括支援事業費は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、妊娠届出

や乳幼児健診などの各種手続をアプリ内で可能となるよう機能を拡充することにより、子育て世代の利便性の向上を図るもので、12節の子育て支援アプリ改修委託料5,620千円、17節の備品購入費2,540千円などを計上いたしております。

次に、92ページ、6款1項3目の農業経営継続支援事業費補助金9,000千円は、長期化する農薬の価格高止まりによる農業経営への影響を緩和するため、農薬代の一部を補助するものでございます。

次の5目、排水対策事前調査委託料3,000千円は、女山地区の浸水対策を改善するための事前調査委託料を追加するものでございます。

次に、93ページをお願いいたします。

93ページ、7款1項2目の飲食店等支援事業補助金9,200千円は、物価高騰の影響を受けている市内飲食店等において、個人消費を喚起し、地域経済の活性化を支援するため、デジタル地域通貨みやまん・コインを活用した飲食店及び市内タクシー限定のプレミアムつきチケットを販売するものでございます。

最後に、3目の駅トイレ改修設計委託料は、JR瀬高駅において利用者の利便性向上を図るため、駅舎トイレ改修に向けた実施設計委託料を補正するもので、3,000千円を追加いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

まず、歳出2款1項8目、地域交通事業者事業継続支援金に対する質疑を12番瀬口健君、行ってください。

○12番（瀬口 健君）

議案第44号、物価高騰支援策、予算関係資料の5ページでございますが、交通支援事業についてお聞きします。

物価高騰が続いておりますが、今後も数多くの生活に必要なものの値上げが報じら

れております。こんな中、様々な業界が影響を受けて苦勞されているものと察しますが、それと同様、あるいはそれ以上に苦勞されているのは住民、市民であろうと思います。今回もまた燃料価格高騰で影響を受けるとして、タクシー等の事業者へ支援を予定されておりますが、タクシー会社には影響が少ないよう運賃の値上げがされます。値上げにより最も困るのは市民である利用者じゃないでしょうか。支援するならば、この利用者を支援すべきだと思いますが、いかがでしょうか。運賃値上げ、そして、さらなる支援金の支給は二重になると思いますが、市長どのようにお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

なぜタクシー事業者かということでございますけれども、エネルギーがずっと高騰しております、その分について6月には運送関係に補助をしておりました。そのときにはタクシー事業者等は入れておりませんでしたけれども、燃油が高止まりしているということで、運送業者と同じようにすべきではないかという部分もございますし、利用者のほうに補助したらどうかということでございますけれども、それについては不特定多数でどうかというのは非常に難しゅうございますので、まずはタクシー事業者のほうに、燃油高騰と人材確保に関するという部分でも要望書もございましたし、大牟田市、柳川市も6月にタクシー協会に同様の支援を行っておられますし、本市としても運送業者と同じようにするということが今回決定して、本議案に提出させていただいているわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

タクシーの乗車不特定多数とおっしゃいますけど、それはタクシー1台に幾ら支援ということになっておりますが、タクシー1台に支援して、これに乗車される方も不特定多数で分かん。だから、やり方は考えていただかんといかんのですが、運賃の値上げがされるということは御存じですかね。運賃の値上げは御存じならばよかですけど、知ってあるですね、課長。（「存じております」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってください。瀬口議員、これが2問目になるけんですね、まとめて質問しな
らんと、また納得せんところで終わるから、答弁は後でもらっていいじゃないですか。質問
を先にしとってくれんですか。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

はい。

九州運輸局が8月26日公示をされております。10月1日施行ですね。これは今初乗りが
1.5キロ700円が780円になります。それと、加算金が今286メートルのたびに80円加算されま
すが、これが255メートルで80円加算されるというのが、来月10月1日より実施がされると。

ですから、このようなことは、これは燃料費が高騰しよるから、九州運輸局もタクシー業
界等の申請によって今回認めるということなんですよ。それにまた上乘せして市が支援をす
るというのはいかがなもんですかと。ほかにもいろいろあるんじゃないですかということを
私は今言いよるわけです。

それで、この欄の飲食店等の支援事業の中にも、前回と同じく、タクシーをもっと利用し
ていただきたいということでしょうけど、ここにも飲食店使用、飲食店だけでなく、それに
コラボしてタクシーの利用をとということであってあります。

こういうことで、私、以前から言いよりますが、被扶養者で独り暮らしの高齢者の生活が
苦しく、支援の必要性があるということを以前申し上げたと思いますが、今回もこれは全く
無視されておるわけです。支援先はもう既に固まっていると、こういう指摘も私はしました
が、なぜこのような高齢者に目を向けないのかと。一人も取り残さない姿勢どころではなく、
大勢の方が取り残されていると、このように、今言いました二重に支援するようなことをほ
かにも見受けられる。言いたいことはたくさんありますが、支援先を一度かき混ぜて、新た
に見直したらどうでしょうかということを申し上げたいと思います。

それで、こういうふうな二重のところがあったりすれば、さっき言いました扶養されてお
るにもかかわらず、独り暮らしで年金暮らしという方はいっぱいいらっしゃるわけであって、
そういう方たちに目を向けていただいたらどうでしょうかということを申し上げております。

とにかく今回タクシー業界が値上げをされるということで、二重にならせんかということ
を申し上げているわけですね。いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

値上げをされるという申請については、今、瀬口議員がおっしゃったようなところであるということは私も拝聴しておりますけれども、今回の件につきましては、6月に運送業者等の事業支援を行ったわけでございますし、燃油高騰が引き続き続いておりますので、その分合わせてタクシー事業における燃料高騰価格並びに人材確保に関する要望書が提出されておりますし、その辺も踏まえて考慮し、今回この議案として提出させていただきました。

今後、またいろんな部分で高齢者の支援等もおっしゃっておられますけれども、その辺のところについては、諸般の事情、国からの動向等も含めて調査した上で、また今後検討できるところは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今の件も、扶養者が2人おって、2人とも扶養をされている家庭は除外するとか、あるですよね。どちらがよかですかね、平川課長が担当課ね、これの。1人だけ扶養されているということには該当するというようなこと、裏を返せば、2人とも扶養されておれば、支援金の支給は除外されると、そういうふうなことをよく理解をされて、それに二重にも三重にもならんような仕組みでせつかなら支援金の支給をしていただきたいと思っております。

財政課長に急にお尋ねするばってんが、コロナ禍からこちら物価高騰による給付金の支給は、みやま市じゃどれぐらいですか。私はざっと考えても10億円を超していると思いますが、頭のよかけん、さっと答えられるでしょう。それを二重にも三重にもやる、同じ人にやるんじゃないくて、もうちょっと幅を広げて考えていただいたらどうかと。だから、今まで幾らぐらい、こういうことで使ってあるかと。私が考えると、大体10億円を超しとっちなかなと思います、いかがですかね。

その数字は後で聞いて、それと同時に、市長の今後の取組ですね。給付金の支援について、もっと広く考えてほしいと思いますが、その回答もひとつお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

ちょっと計算しておりませんので、申し訳ありません。

令和２年度から新型コロナが始まって、最初はたしか１人100千円ずつ給付するという、本市でいくと36億円か37億円ほどの、１人当たり100千円ずつ給付するところから多分スタートしたような記憶がございます。

その後、議員おっしゃるとおり、毎年のように大体非課税世帯に対して給付金とか、均等割のみの世帯に対する支援とか、そういったのでいきますと、多分おっしゃるとおり10億円は軽く超えているんじゃないかと。

すみません、資料をまた後でお渡ししようかと思います。詳しい中身は分からないので、申し訳ありません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員の御質問にお答えします。

物価高騰等の支援等も、いろんな支援が今まで国から来ておりますけれども、それぞれ目的があって、使用する費用というのはある程度限定されているわけでございます。そういう面も含めて、今後また国からのそういう支援金が参りましたときにはしっかり精査しながら、適正に配付していければと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告による地域交通事業者事業継続支援金に対する質疑が終わりました。

ほかに関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

次に、歳出６款１項３目．農業経営継続支援事業費補助金に対する質疑を行ってまいります。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回、水田農業振興費で、説明欄でいけば、いわゆる9,000千円の令和６年度に麦を作付

する法人、認定農業者、10アール当たり500円ということでもありますけど、これの法人の数と認定農業者の数を教えていただきたいというふうに思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

皆さんこんにちは。上津原議員さんの御質問にお答えします。

今回、補正予算をお願いしております農業経営継続支援事業費補助金の交付対象者の内訳であったかと思えます。

法人につきましては26経営体、認定農業者につきましては79経営体の105経営体が交付対象者となっております。

補足でございますが、26法人の中には構成員さん等がおられますので、支援対象者につきましては約520人程度が支援対象者になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、以上で通告による農業経営継続支援事業費補助金に対する質疑を終わります。

関連質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

関連質疑はなしと認めます。

次に、歳出7款1項3目、駅トイレ改修設計委託料に関する質疑を行ってまいります。

まず、10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

今回、駅舎トイレ改修ということでもあります。これは多分瀬高駅の改修だろうというふうに思いますけれども、これは以前から議員さんのほうからも、駅前で何かあったときに、かなり外から入るトイレが利用しにくいとか汚いというような声の中で、こういったことが計画されて、あとはJ R瀬高駅の活性化の中でも、そういった意見が多分出ていたという中で、こういった計画がされて、設計として3,000千円ということであるというふうに思います。

ただ、私は、このときの話は、外から入るトイレというような話は聞いておりますけれども、瀬高駅においては、コンコース内、改札口を入ったのトイレ等もありますけれども、そ

このトイレの改修設計等はどのようになっているのかなというのをまず第1点目にお聞かせ
願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

皆さんこんにちは。上津原議員の駅トイレの改修で、駅構内のトイレも改修するのかとい
うところでお答えさせていただきます。

トイレ改修については、駅構内も含めた改修を考えております。現在、駅構内のトイレは
壁を挟んで駅構外のトイレと隣接しております。今回、この壁を取り払いまして、駅構外の
公衆トイレとして整備いたします。また、多目的トイレを加えまして、利用しやすい環境を
整えてまいります。

なお、駅構内のトイレは、ＪＲが設置しております多目的トイレを御使用いただくことと
しております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

みやま市の玄関口、ＪＲの玄関口、瀬高駅がきれいになることは大変素晴らしいことだろ
うというふうに思います。ただ、その後まだ課題がかなりあるんじゃないかなというふうに
思うんですよ。管理体制をどうするのか、清掃を含めてどうするのか。

あと、所有者については、多分庁舎についてはＪＲが持っているかというふうに思います
けれども、外づけトイレについては、なかなかＪＲさんお願いしますといっても厳しいん
じゃないかなというような感想も持っております。

あと、近隣でいけば、銀水駅のトイレ改修についても、クラウドファンディング等でやっ
たというような経緯もありますので、その後、そのトイレの部分についても、また、あそ
こは大牟田市が多分、幾ばくかのお金を出しながら管理を含めてやっているんじゃないかな
と。それも、8月の新聞で掲載されていたというふうに認識しておりますけれども、そう
いった今後の計画は今からされるんでしょうか。今回についてはこの設計委託料だけの判
断ということでよろしいんでしょうか。そこをお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

今回については、設計費を上げさせていただいて、来年度の建設着工に向けての設計費の計上でございます。ですので、中身については、まだ今からいろいろと練っていかないといけないといえますか、まだ今からの課題でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

あと1点、懸念するのが、設計ではなくて、具体的に工事に入った場合、改修に入った場合、これはもう使われんとすよね、改修したら使われないというふうに思うとですよ。そのときは何か簡易トイレ等も含めて検討する余地があるんでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

工事に入りましたら使えなくなるということになりますので、仮トイレの設置は行いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

同じく議案第44号、7款1項3目、駅トイレ改修設計委託料についてお伺いします。

上津原議員さんと重複するかもしれませんが、JR瀬高駅の駅舎やトイレの件については、今まで多くの議員さんから質問や要望があつてきておるわけですが、最近では三小田議員や河野議員からも質問や要望があつたと記憶しております。その際、市長ははっきりとやりますということやなかったと私は思っておりますが、間違ったら指摘をしてください。

このような中に、このトイレの件、令和7年度当初予算ではなく、急に補正予算を組んでまでトイレ改修に着手される理由は何かお聞きをいたします。私たちは当初予算でよかつかなと思ったんですけど、急に補正予算を組んでまで着手に踏み切られるという背景、理由を

お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

瀬口議員さんの駅トイレ改修を補正までして急ぐ理由についてですけれども、駅トイレ改修については、以前より要望があっておりました。また、駅前にてイベントをする際、大勢の方が利用しておりますけれども、トイレの老朽化によりまして、使用できるトイレというのが今約3分の1になっております。非常に利用しにくい状況でございます。このような理由によりまして改修を急ぐ必要があり、補正を上げさせていただいた次第でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

当然、JRとの協議があったと思うんですね。それで、その協議内容についても少しお聞かせいただければと思いますが、いろんな話を聞きますと、トイレ部分だけを市が買い取ったとか、何かそういう話がちらちら聞こえてきておりますが、トイレ部分だけ買い取って、あの駅舎全体はどげんなとやろうとか、勝手な想像をしておるわけですが、そこら辺についてはどうですか。一部買い取って、その一部というのはどれくらいか——買い取ったかどうかは分らないですよ。買い取ったなら、どげんなとととかと。これに至るまでのJRとの協議内容も少しお聞かせいただければと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

JRとの協議内容でございますけれども、駅トイレについてはJRで所有しているため、JRより本市へ譲渡を受けて、公衆トイレとして改修したいというふうに考えております。

現在、トイレの土地と建物について、JRからの無償譲渡の方向で内部手続がなされているところでございます。トイレの土地と建物について、JRの無償譲渡の方向で内部協議が今なされているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

駅トイレ部分の譲渡ですね。あそこはずっとつながってるでしょうが。だから、以前からの要望とすれば、駅舎全体をどうかしてくれんかという要望が以前ずっとありよったわけですね。それについては協議の中では触れていないということなのか、今後の先々の見通し、どういうところまで市はやりたいと考えて、あの部分を譲渡していただいたのか。

以前から駅舎全部を改築して2階建てにして、2階は喫茶店をつくれとか、いろんな要望がありました。そして、昔の待合室には、高校生が何か勉強するようなスペースもつくってあるとかという話もありますけどね。

駅舎全体を将来どうしていくために、トイレ部分だけを譲渡されたのかと。全く駅舎全部は関係ございませんということなのかどうか。もう最後でございますので、そこまで知れば私はそれででございますから、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

議員さんおっしゃられるように、当初は駅舎全体という部分での話はあっておりました。今回については、まずトイレをということで先行してトイレの部分、建物と土地について譲渡いただくこととなっております。

しかしながら、以前もありましたように、駅舎をどうするかというところについては、現在、山門高校生とかとワークショップを行っておりまして、待合室の利用等を今、JRのほうにもお話をして、こういった形で使いたいというところで話は進めていっているところでございます。ですので、具体的なところが決まりましたところで、駅舎についてはまた協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告による駅トイレ改修設計委託料に対する質疑を終わります。

ほかに関連質疑がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

設計委託料3,000千円組んであるんですけど、来年度、工事が何か言ってありましたね。これが10%するなら30,000千円なんです。5%なら60,000千円になるから、幾らぐらい工事費は予定してあるのか。設計委託料が3,000千円だから、意味分かりますか。その辺を

ちょっと教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

設計費が高いんじゃないかというところも含めてですけれども、今回、新築じゃなくて、今あるところのトイレを改修ということになりますので、そういったところのいわゆる調査費、そういったものが含まれております。ですので、若干高くなっておりますけれども、入札により幾らか落ちると思いますけれども、実際、建築費が幾らになるかというところはちょっとまだはつきりはしておりません。申し訳ございません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

設計委託料の10倍なら30,000千円やから、幾らぐらい予定してあるのかなと。

○議長（牛嶋利三君）

今回はあくまでも設計の委託料でしょう。そこんにきば説明してください。相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

今回は設計委託料ということで、まだ建築費まではちょっと分かりません。申し訳ございません。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第24 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第45号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第45号 令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書96ページとなります。96ページをお願いいたします。

令和6年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ39,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,035,224千円といたしております。

まず、歳入予算でございます。

議案書101ページをお願いいたします。

101ページ、8款1項1目の前年度繰越金39,567千円は、財源を調整し計上いたしております。

次に、歳出予算でございますが、102ページとなります。

102ページの7款. 諸支出金、1項2目. 償還金は、介護給付費等事業費や地域支援事業費などの前年度精算による国、県、支払基金への返還金39,567千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。議事の都合によりまして9月4日を休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、9月4日を休会とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月5日となっておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思えます。

午後2時23分 散会